

暴力などの被害を受けていたら、ひとりで悩まず、相談を

【問合わせ】 子育て相談課 ☎84-0657

配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は、女性の人権を著しく侵害する行為で、なくしていかななくてはなりません。市民一人ひとりがDVについて理解を深め、誰もが安心して暮らせるあたたかい地域をつくりましょう。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



11月12日～25日は、女性に対する暴力をなくす運動週間です

DVに関する
パネル展示を行います

◇期間 11月1日(水)～30日(木)
◇場所 市役所 市政情報コーナー(1階)

DVに関する講演会を開催します
「DVが子どもに与える影響
～私たちにできること～」

◇日時 11月15日(水) 10時～11時30分
◇場所 市役所 大会議室(4階)



▲市ホームページ

虐待かもと思ったら、全国共通ダイヤル189に連絡を

【問合わせ】 子育て相談課 ☎84-0657

児童虐待の疑いがある場合は、全国共通ダイヤル189にご連絡ください。お近くの児童相談所につながります。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や相談内容に関する秘密は守られます。

体罰は虐待です

親から子どもへの体罰は法律で禁止されています。児童虐待について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待に関する
パネル展示を行います

◇期間 11月1日(水)～30日(木)
◇場所 市役所 市政情報コーナー(1階)



▲市ホームページ

※子育て相談課においてヤングケアラーに関する相談窓口を設置しています。

あなたの“声”が高齢者・障がい者を虐待から守ります

ためらわないで…「もしかしたら…」と思ったら、まずは相談してください。

虐待の早期発見・早期対応は、本人・家族・支援者を守ります。相談した方の情報は守られます。

【相談先】

高齢者虐待に関すること 高齢介護課 ☎84-0648

障がい者虐待に関すること 障がい者虐待防止センター(地域福祉課内) ☎84-0643



▲高齢者虐待
について



▲障がい者虐待
について